

## 船舶事故調査報告書

平成26年7月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年3月16日 05時00分ごろ
発生場所	長崎県雲仙市国埼 雲仙市所在の京泊港西防波堤灯台から真方位303° 1,750m付近 (概位 北緯32° 41.4' 東経130° 07.6')
事故調査の経過	平成26年3月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 順栄丸、3.2トン NS3-401723（漁船登録番号）、個人所有 9.52m (Lr) × 2.53m × 0.83m、FRP ディーゼル機関、254kW（動力漁船登録票による）、平成2年4月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年12月12日 免許証交付日 平成22年11月22日 (平成27年12月11日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	船首から船尾にかけての船底に破口及び擦過傷、プロペラの欠損及び曲損、機関室、操舵室等の濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、国埼北方沖から漁場に向けて南西進中、船長が、約6～7ノットの対地速力とし、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて右手で舵輪を持ち、手動操舵を行っていたところ、船尾甲板で何かが倒れたような音が聞こえたことから、右手で舵輪を持って身体全体を船尾方に向けて確認していた際、平成26年3月16日05時00分ごろ、船底に衝撃を受け、国埼北岸の浅所に乗り揚げた。 船長は、船体が浸水して傾いたので、上陸して携帯電話で友人に連絡し、来援した僚船に救助された。 本船は、満潮を待って僚船に引き下ろされ、雲仙市飛子漁港へえい

	航された。
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、最大瞬間風速 約6.1m/s、 視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5～2m、潮汐 上げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長は、本事故後、船尾甲板から聞こえた音を確認するため、右手で舵輪を持って身体全体を船尾方に向けた際、無意識に舵輪も左に回ったと思った。</p> <p>本船には、レーダー及びGPSプロッターが備えてあり、船長は、本事故当時、GPSプロッターを起動していたが、本事故発生場所付近は、長年航行している慣れた海域であり、目視で操船を行っていた。</p> <p>船長は、国埼北方沖を航行する際、満潮に近い時間帯には干潮時よりも海岸に寄せて航行していた。</p> <p>船長は、本事故当時、雲仙市所在の島原国埼灯台<small>しまばらくにさき</small>の灯光は見えていたが、国埼の海岸線は見えていなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、国埼北方沖から漁場に向けて手動操舵で南西進中、船長が、船尾甲板から聞こえた音を確認しようとし、右手で舵輪を持って身体全体を船尾方に向けたところ、舵輪が左に回ったことから、左舵が取られて国埼北岸に向けて航行し、同岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、国埼北方沖から漁場に向けて手動操舵で南西進中、船長が、船尾甲板から聞こえた音を確認しようとし、右手で舵輪を持って身体全体を船尾方に向けたところ、舵輪が左に回ったため、左舵が取られて国埼北岸に向けて航行し、同岸の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸岸近くを夜間に手動操舵で航行する場合、レーダーやGPSプロッターを使用し、安全に航行することができるよう、陸岸からの距離を確認するとともに、姿勢を変える場合には保針に注意すること。</li> </ul>